一般社団法人京田辺市文化協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人京田辺市文化協会と称する。
- 2 当法人の名称の英文における表示は、Kyotanabe Cultural Association とする。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京田辺市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は,各種団体,各自治会,各区及び個人の文化活動を支援し,京田辺市の文化の振興を図るとともに,その向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 各種文化行事の支援
 - (2) 各種文化団体の育成,援助
 - (3) 各自治会及び区の文化活動の推進と支援
 - (4) 研修会,学習会,市民発表会,演奏会及び各サークル発表会などの文化イベントの企画及び運営
 - (5) 市外文化団体との積極的な交流
 - (6) 市民の文化活動を活性化し、多くの市民に広めていくための広報活動
 - (7) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、入会した次の個人又は団体

ア 連盟代表者

京田辺市詩吟詩舞連盟・京田辺音楽連盟・舞踊連盟・歌謡連盟・邦楽連盟・ダンス連盟・文 化芸術連盟の各連盟代表者

イ 各ブロックの支部幹事

大住・田辺・草内・三山木・普賢寺の各ブロックの支部幹事

ウ 当法人の目的に賛同し、入会した、各サークル、各団体、各支部 ただし、必ず正会員の連盟またはブロックのいずれかに属するものとする。

(2) 一般会員

前記(1)の正会員以外で当法人の目的に賛同し、入会した法人、サークル、団体、個人

(3) 名誉会員

当法人の活動に大きな貢献をした法人、サークル、団体、個人。また、京田辺市の文化の発展 に大きな貢献をした法人、サークル、団体、個人

名誉会員は,理事が推薦し,理事会において決議する。

(入会)

第7条 当法人の正会員又は一般会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める所定 の手続きを経て、理事会にて承認を得なければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定める所定の手続きを経て、届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名 することができる。

- (1) 本定款その他の規則・細則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

- 第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終 了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である 事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長が選任する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第21条 当法人に,次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 必要に応じて理事会の決議によって顧問を置くことができる。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、当法人の正会員の中から、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事の中から、副会長3名、会計1名、事務局長1名をそれぞれ理事会の決議によって選定し、副会長 はそれぞれ、総務部、支部部、サークル部を担当する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査 をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の 終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結 の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事の報酬, 賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は, 社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその 理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事(以下「当該理事又は監事」という。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該理事又は監事と

の間に、一般法人法第115条第1項の規定による、賠償責任を限度とする旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、0円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が 招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事 会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その 事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告につい ては、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 事務局

第38条 当法人は、事業の円滑な遂行のために、事務局を設置する。

- 2 事務局員は、理事会の決議により選定する。
- 3 事務局は、必要に応じて事務員を雇用することができる。

第7章 運営委員会

第39条 当法人は、事業の円滑な遂行のために、必要に応じて運営委員会を開催する。

- 2 運営委員会は、理事と事務局員により構成される。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第8章 部会

- 第40条 当法人は、事業の円滑な遂行のために、必要に応じて総務部会、支部部会、サークル部会の3 つの部会を開催する。
- 2 総務部会は、担当の副会長、事務局次長と事務局員により構成される。
- 3 支部部会は、担当の副会長、事務局次長と事務局員及び各ブロックの支部幹事、各支部より構成される。
- 4 サークル部会は、担当の副会長、事務局次長と事務局員及び各連盟代表者、各サークル、各団体より 構成される。
- 5 部会は、必要に応じて副会長が招集する。

第9章 基 金

(基金の拠出等)

- 第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 3 基金の拠出者に対する返還の手続きは、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を 経た後、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項については理事会が決定したところに従って行う。

第10章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の 監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、 その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか,監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに,定款及び社員名簿を主たる 事務所に備え置き,一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。 (解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附 則

(委任)

第49条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。